

## 都市計画道路 補助線街路第85号線

(北区赤羽台一丁目～北区赤羽台三丁目)

### 事業概要及び測量説明会

#### ダイジェスト版

東京都第六建設事務所

1

### 説 明 会 の 目 的

本日の説明会は、補助第85号線（赤羽台Ⅱ期）の事業の概要と事業の進め方、及び事業の着手に先立って行う現況測量と用地測量について、皆様に、説明し、ご理解とご協力を得るため開きました。

9

### 事 業 の 進 め 方

事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量の実施

都市計画事業の認可

用地説明会

用地の取得・補償等

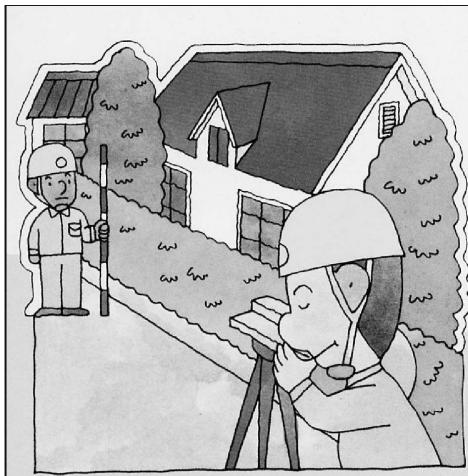
工事のお知らせ

工事の実施

都市計画道路の完成

## 10

# 現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- ② できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- ③ 都市計画線の幅や計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鉛を設置します。

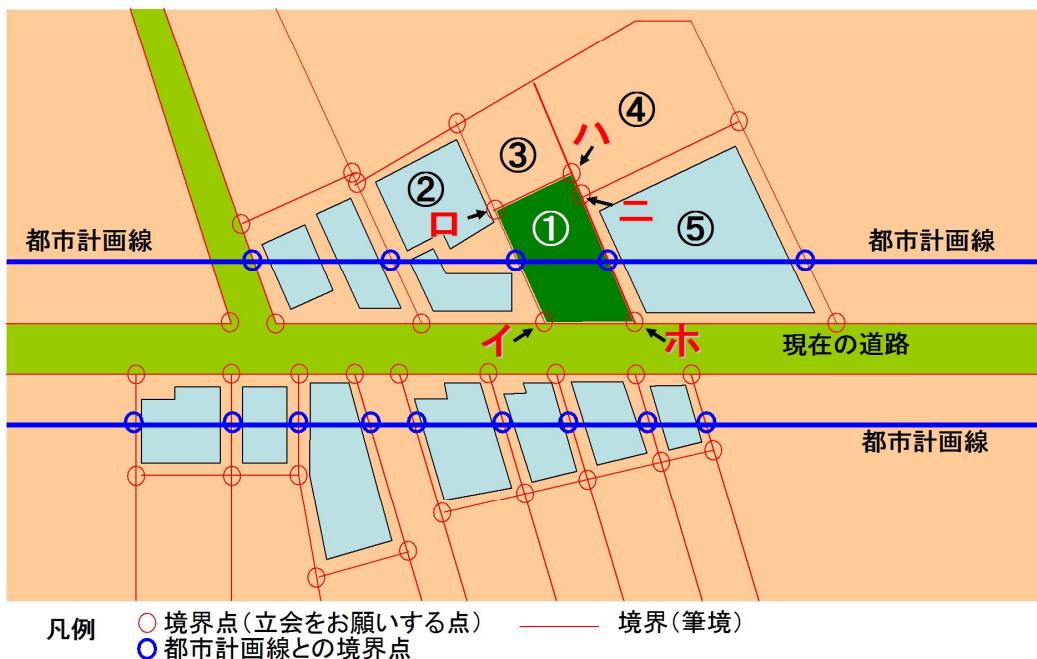
## 13

# 用地測量とは・・・



- ① 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会の上、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。

## 15 境界立会確認の例(その1)



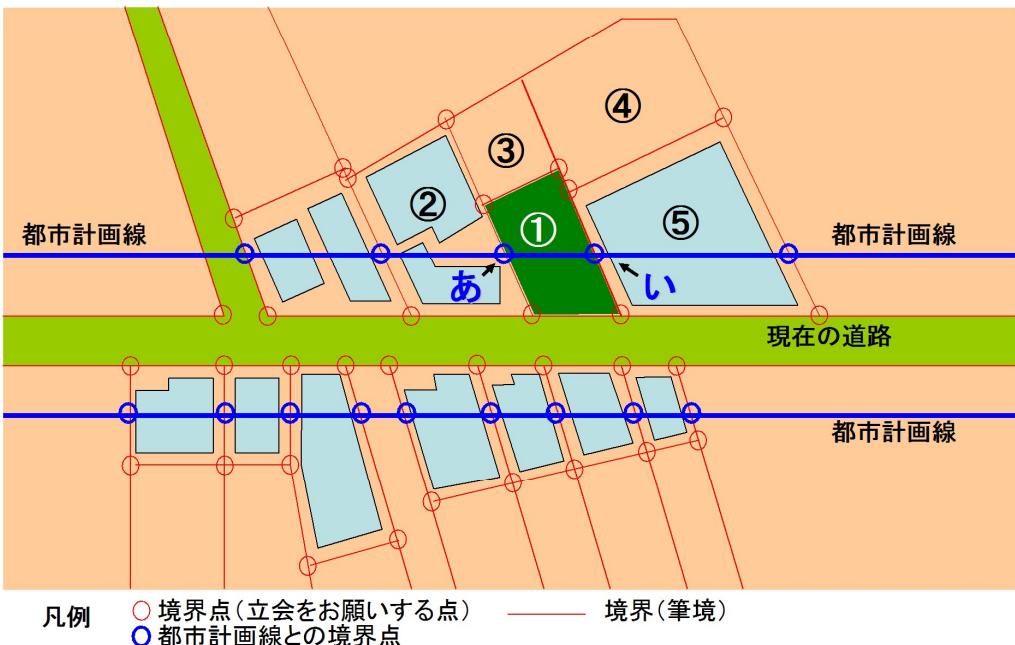
図の説明：①の方の土地の範囲を確認するため、①の土地と隣接する方との境界立会確認が必要になります。①の土地の周囲、「イ、口、ハ、ニ、ホ」を付した境界点を確認するため、①の土地の権利者様と、隣接する②、③、④、⑤の土地の権利者様にも立会いをお願いすることになります。

③と④の土地は、都市計画線に掛かっていませんが、①の方の土地の範囲を確認するため、境界立会をお願いすることになりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。

そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。

## 16 | 境界立会確認の例(その2)

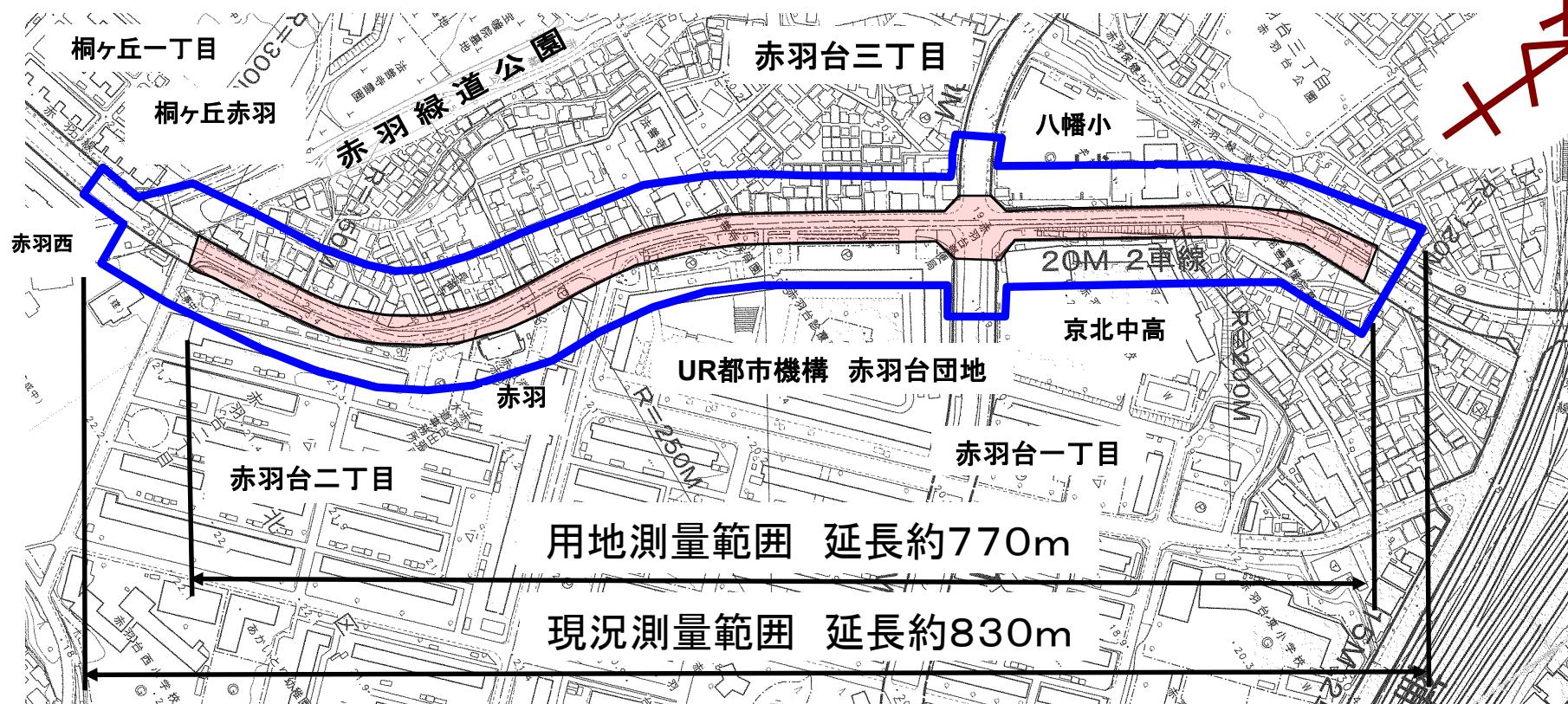


図の説明：都市計画線と、①と②の境界線との交点に青い丸の点「あ」、同じく、①と⑤の境界線との交点に、青い丸の点「い」について、この青い丸の境界点は、都市計画線内と都市計画線外、つまり将来、道路になる土地と、皆様の土地との境界点になります。

この境界点について、①、②、⑤の土地の権利者様のご了解をいただいたうえで、金属鉢や、プラスチック杭等の表示物、また、既存の塀の上に位置する場合などは、刻印や、ペンキ等の表示をさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

# 測量の範囲

北



凡例



現況測量範囟



用地測量範囟

建物形態は平成15年撮影の空中写真をもとに作成した図面です。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、  
下記の連絡先までお願ひいたします。

**東京都第六建設事務所**

**道路整備全般に関しては**

**工事課工務係 TEL03(3882)1408**

**現況測量・用地測量に関しては**

**工事課測量係 TEL03(3882)1498**

**午前9時から午後5時30分まで  
(土曜、日曜、祝日は除きます)**